

重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

厚生労働省 社会・援護局
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- **包括的な支援体制の整備に向けて**
- **重層的支援体制整備事業をどのように活用するか**
- **支援会議、重層的支援会議の実施**
- **交付金の算定、財政支援について**

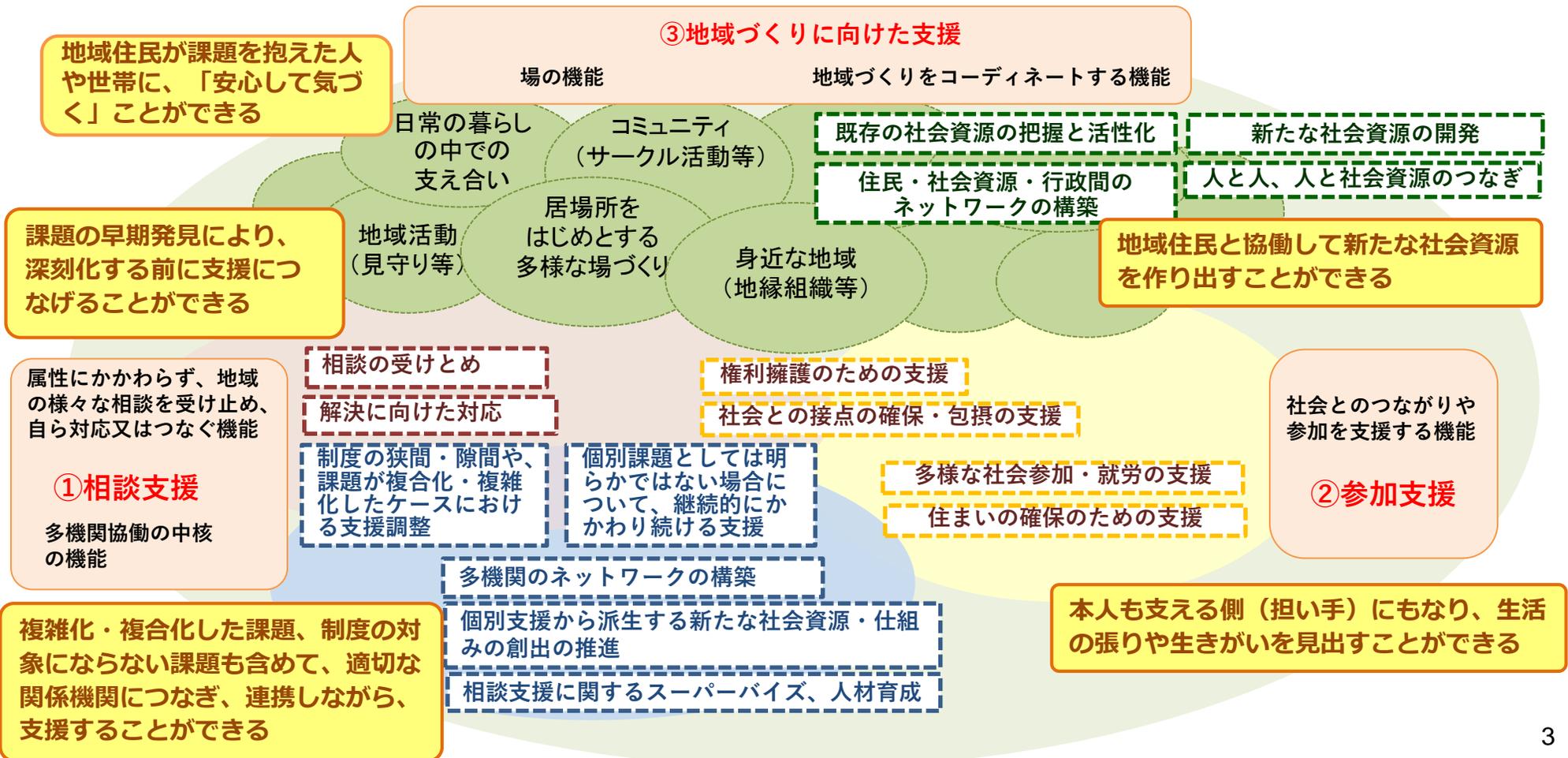
- **包括的な支援体制の整備に向けて**
- 重層的支援体制整備事業をどのように活用するか
- 支援会議、重層的支援会議の実施
- 交付金の算定、財政支援について

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）
就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの
実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

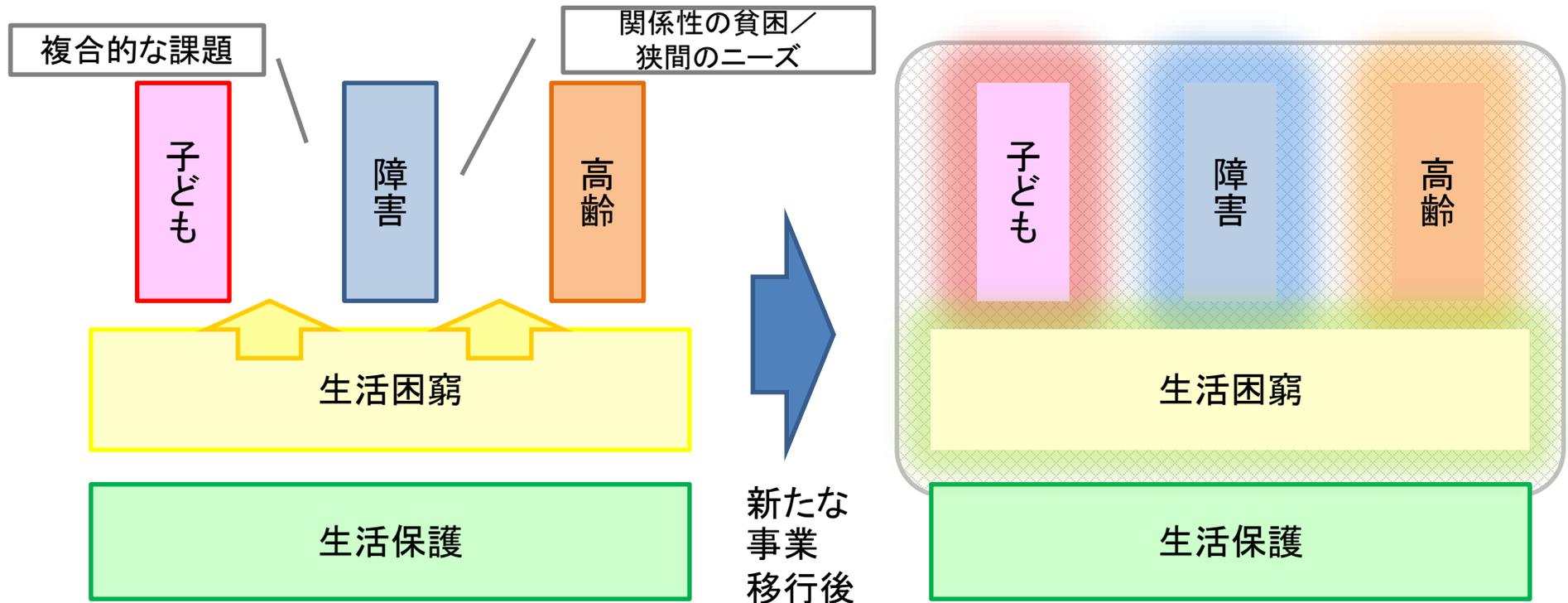
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を超えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



「重層的支援体制整備事業をどのように実施するか」から考えない

しっかりした行政職員ほど...

【PLAN（事業を実施するための準備）】

- ・重層的支援体制整備事業という事業ができたらしい。うちの市町村でも実施することを考えよう
- ・重層事業って何をしなきゃいけないのか、職員は何人ぐらい確保しなきゃいけないのか、何件ぐらい対応すれば認められるのか
- ・国の通知を見てみたり、説明会で話を聞いてみたり...
- ・既に実施している自治体から、事業要綱や、委託契約書とかもらってみたり...
- ・色々、苦労して、事業の形を整える

【DO（事業要綱や委託契約に基づいた事業実施）】

- ・関係機関等への事業説明を繰り返した上で、何とか了解を得て、事業開始。
- ・事業要綱や委託契約書に応じた事業実施

- ・とりあえず重層的支援会議を開催してみたけれど...



重層事業の課題感

施行から1年、実践現場の声から感じる課題

- 包括的な支援体制を構築する目的や重層事業を実施する目的が不明確
- 重層「事業」をいかに実施するのかという視点で体制（枠組み・フレーム）を考えてしまいがち
- 関係部署に対する説明が不十分
- 関係部署との認識合わせや、関係の広がりにも苦労している
- 連携が上手くできない
- 自治体の強みや基礎となる取組の把握が不十分
- 会議等の負担感が大きい etc…



なぜ“我がまち”で包括的な支援体制の構築が必要なのか考える ①

手法例：我がまちの10年後・20年後を想像してみる（マクロの視点）

ある自治体の現状

①人口動態

・1995年：約3万人 → 2020年：約2万人 → 2045年：約1万人（推計値）

②高齢化率

・2020年：約50%

③生活保護（2020年度）

・保護率：約1.6%

・世帯類型：高齢者世帯が70%（うち、単身世帯は93%）、全体のうち単身世帯は89%

④持ち家率

・約80%

⑤自殺予防対策

・人口に占める自殺者の割合が県内ワースト1

- ・高齢者人口を上回る数の生産年齢人口等が減少し、高齢化率は緩やかに上昇
- ・労働力不足が一層深刻化していく
- ・単身化が進み、空き家が増える

※このまま進むとどうなる・・・？

我がまちの現状・将来（推計値）* をもちより、将来を想像してみる →どのような包括的な体制が必要なのかをみんなで考えていく

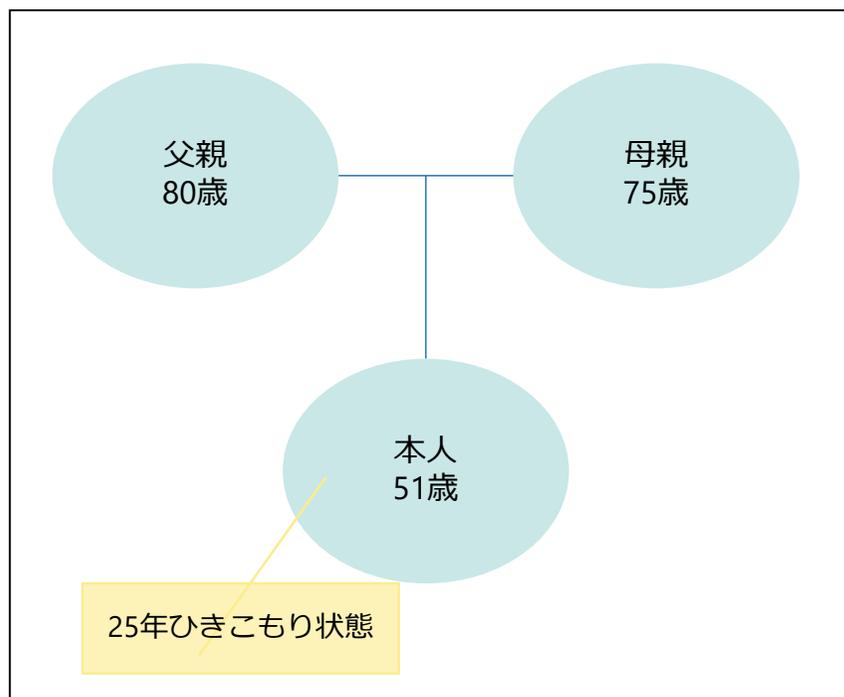
*人口動態、世帯構造の変化、ひきこもりや孤立の状態にある者の推計、財政資料（社会保障費、税収等）など

関係機関や地域住民を交えて検討する際は、我がまちの文化、現状で実施されている活動やつながりなど、プラス面にも目を向けるとよい

なぜ“我がまち”で包括的な支援体制の構築が必要なのか考える ②

これまで、もう一步、手が届かなかったケースにみんなで（ミクロの視点）

ある事例



介入のきっかけと支援の広がり

- ✓ 母親の介護の相談をきっかけに、世帯の状況を把握、ひきこもり状態の本人とつながった
- ✓ 支援が届いていない狭間のケースにアプローチすることになる
- ✓ 複数の支援関係機関が関わっていくことになる

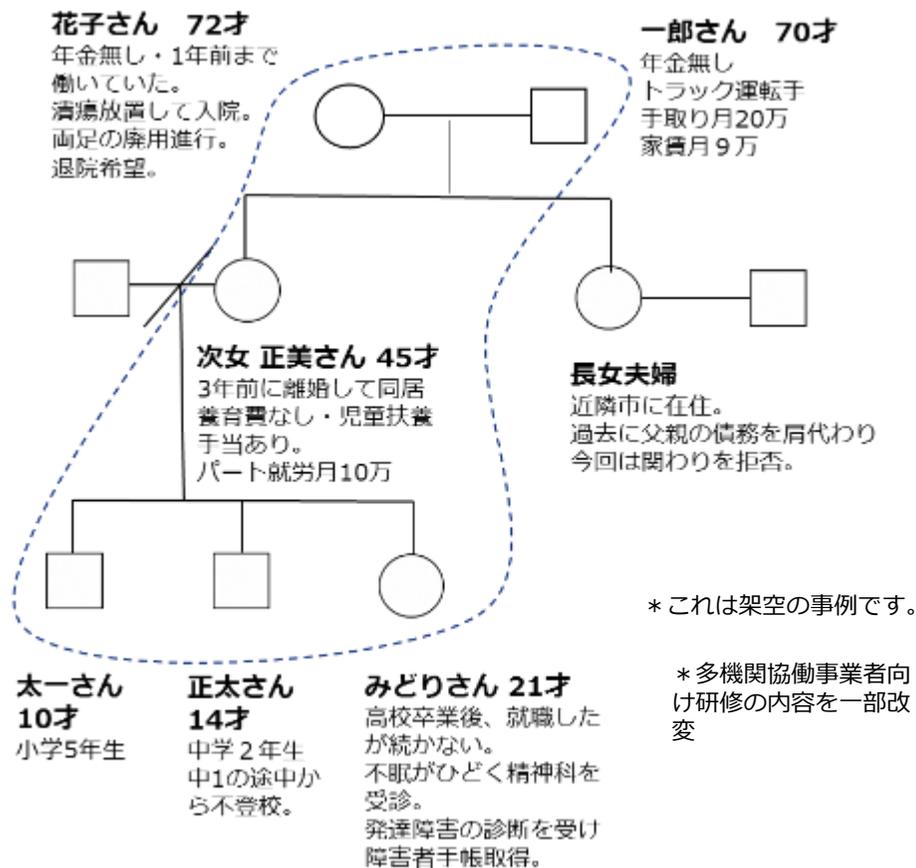
この世帯 . . .

- ・ 10年前に出会っていたらどうなっていたでしょうか？
- ・ さらに10年放置しておいたらどうなりますか？

なぜ“我がまち”で包括的な支援体制の構築が必要なのか考える ②

- 福祉の相談現場に寄せられる相談内容（生活上の課題）の例
 - ・ 病気や健康のこと
 - ・ 子育てのこと
 - ・ 介護のこと
 - ・ 住まいのこと
 - ・ 収入や生活費のこと
 - ・ 仕事探し、仕事のトラブル
 - ・ 地域との関係について
 - ・ 家族との関係について
 - ・ ひきこもり、不登校
 - ・ 障害のこと
 - ・ DV、虐待 など
- これらの生活上の課題は、多かれ少なかれ誰もが抱えているもの。様々な課題が重なったり、周りに相談できなかつたりする場合に、その世帯の生きづらさにつながると考えられる。

- 「生きづらさ」は全ての人にとって身近な問題
「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として考えていくことが必要
- 地域住民が抱えている何かしらの「生きづらさ」に、どのように気づき、どのように寄り添うことができるか



● 正美さんの捉えられ方

- ・ 病院のMSWや担当CMから見ると「花子さんの次女さん」
- ・ パート先の店長から見ると「働いている正美さん」
- ・ 子どもの学校の先生から見ると「子どもたちのお母さん」

⇒ どうしたら正美さんの「生きづらさ」に気づけるか

包括的な支援体制の整備に向けて

- 「“我がまち”でどのような包括的な体制を整備していくか」を検討する際には、我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で議論を積み重ねる過程が重要

これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた

- 全く新たな取組を別々に行うのではなく、
 - ① いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
 - ② それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたりして、できることを、みんなで考えていく

重層的支援体制整備事業は、そういったさまざまな分野や主体が連携しやすくなるための共有して使ってもらおうツールとして、活用いただきたい

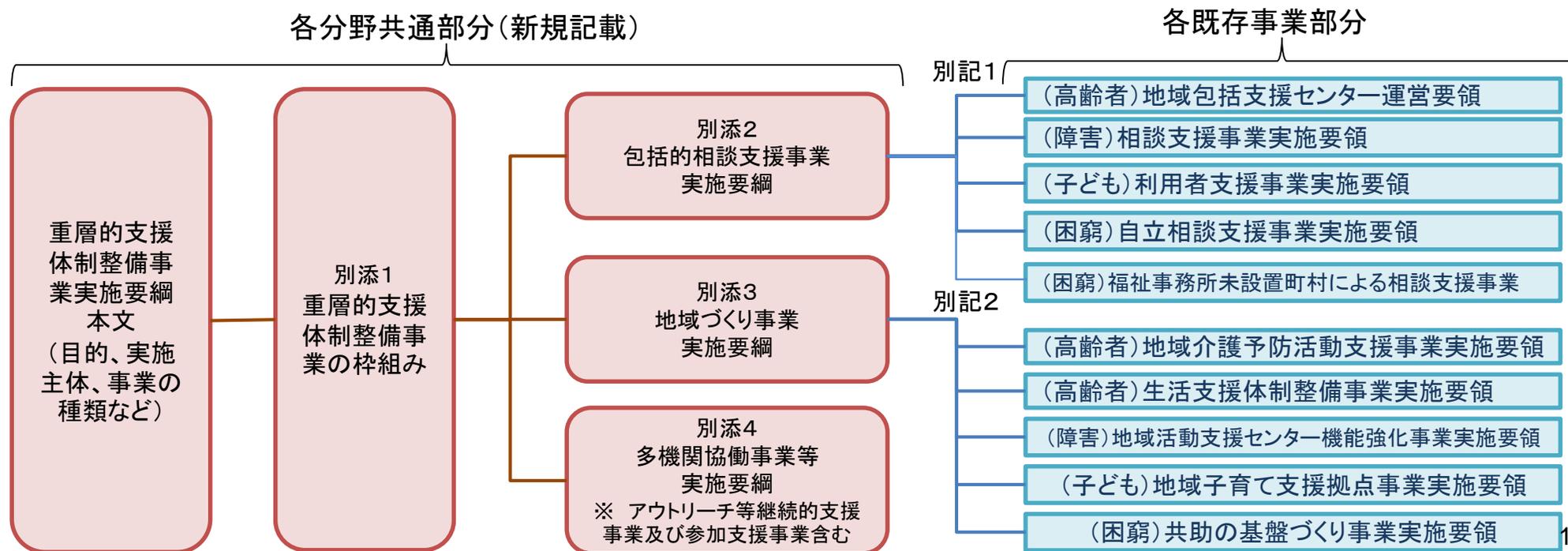
- 包括的な支援体制の整備に向けて
- **重層的支援体制整備事業をどのように活用するか**
- 支援会議、重層的支援会議の実施
- 交付金の算定、財政支援について

重層的支援体制整備事業実施要綱の概要

- 重層的支援体制整備事業については、社会福祉法第106条の4第2項に掲げる事業を一体的に行う事業であることから、既存の相談事業及び地域づくり事業の実施内容も含めた「重層的支援体制整備事業実施要綱」を新たに制定。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村においては、重層事業の実施要綱に基づいて事業を実施することとなる。

重層的支援体制整備事業実施要綱の構成

- 実施要綱は、以下の構成図のとおり、重層的支援体制整備事業として、①各分野共通部分（新規記載）と、②既存事業の運営要領をベースとして各事業の実施内容を定める部分で構成している。
 - 既存事業部分について、職員配置基準等の実施要件などの記載事項については、現行の基準内容を維持している。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、地域包括支援センターなどの既存事業については、**重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業や地域づくり事業を実施する主体**であるとともに、これまでと同様に、**地域包括支援センター等の事業を実施する主体**として事業を実施することとなる。



包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業の目的

- 介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、包括的に相談を受けとめ、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

● 包括的な相談の受けとめ

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等をおこなう。

● 他の支援機関等との連携した支援の実施

適切な相談支援事業者や各種支援機関と連絡を図りながら支援を行う

包括的相談支援事業者の取組

○ 包括的な相談の受け止め等

- 包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。
- 当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐ。

○ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ

➤ 多機関協働事業者へのつなぎ

複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例等について多機関協働事業者に支援を依頼する。

➤ 重層的支援会議への参加

多機関協働事業者が開催する重層的支援会議には原則として参加する。

➤ 多機関協働事業者との連携

多機関協働事業者が支援にあたっている場合、連携して支援にあたる。

➤ 多機関協働事業者からのつなぎ戻し

支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業者を含む適切な支援につなぐ

多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容(概略)

包括的相談支援事業者などからのつなぎ

相談受付

- 複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- 原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込(本人同意)を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる

※

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

※

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

※

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保)

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

多機関協働の意義や目的を踏まえて運用を考える

- ・多機関協働事業や重層的支援会議を複雑化・複合化した課題を解決する担当部署とっていませんか？
- ・決めたルールや体制に相談ケースをあわせようとしていませんか？



複雑化・複合化した課題を解決できるスーパーマンや対応策は存在しないという前提の下で、**複数の支援関係機関が連携して支援にあたることの意義・メリット**から考えてみる。

【考えられる意義・メリット】

- ・所属している支援関係機関や専門性による支援の視点の違い
- ・視点の違いをもとにした幅をもった支援
- ・得意分野や相談者との関係性などそれぞれの長所を活かす
- ・単独の支援機関で抱え込まず、複数の支援関係機関が関わることでの負担軽減

個別ケース事例から、

- ① 連携した支援が必要な事案のイメージを共有する
- ② 支援機関の視点や専門性の違い、得意分野・不得意分野など、相手を知る（アセスメント）
- ③ チームとして連携した支援にあたるための工夫を考える（ルールづくりなど）
- ④ 上手くいかない点は見直す（ルールの見直し）

【連携体制の構築に向けたプロセス（例）】

- ・複雑化・複合化した相談に対応するための相談支援窓口を設けたが、これまで既存の相談支援機関で対応してきたケースも集まるようになったため、調整機能を中心とした体制に見直した。（坂井市）
- ・地域包括支援センターに調整役としてのエリアディレクターを配置したが、エリアディレクター任せになったため、各部署に担当エリアディレクターを配置した。（名張市）
- ・各相談支援事業の委託契約上に、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援する業務について書き込んでもらうこととした。（玉村町）
- ・モデルケース、ケーススタディを重ねていながら、重層事業を実施する判断を行った。相談者の中から重層事業の対象とする検討する振り分け会議を設けることとした。（立川市）
- ・検討の場に個別ケースがあがってくることを優先し、幅広く個々の支援機関で対応に苦慮するケースは多機関協働につなげるようにしている。（岡崎市）
- ・モデル事業を通して、課題の整理と社会資源の開発等を行ったが、まずは庁内関係者や関係機関との調整を丁寧に時間をかけて行い、研修会、意見交換、共通ルールの作成を行った。（盛岡市）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容 (概略)

支援関係機関
や地域住民等
を通じた情報
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

アウトリーチ等継続支援事業の対象者の考え方

他分野のアウトリーチ機能との協働

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他の**アウトリーチと協働・役割分担**（※）をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象**とする。

※ 役割分担の例

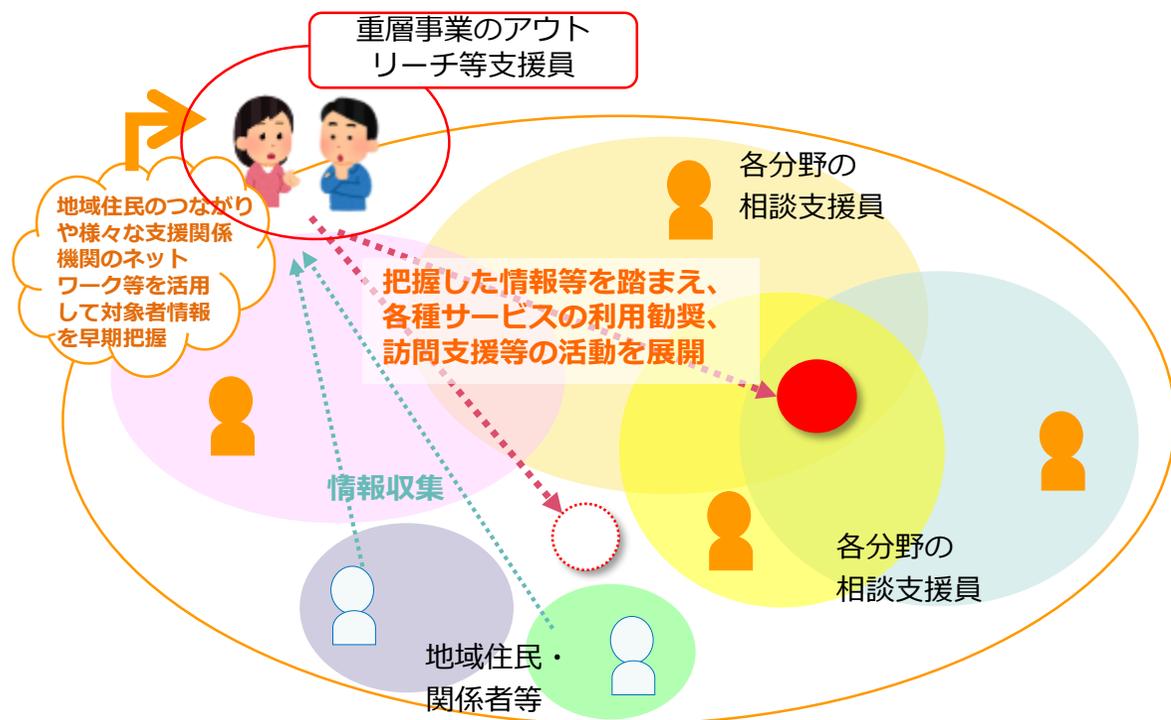
<アウトリーチ等事業が対応する場合>

- 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例
- これまで各分野の支援機関でも支援対象者として把握されていないなど、いずれの分野の相談支援機関が対応することが適切か判断としない場合

など

<既存の各分野の支援機関が対応する場合>

- 本人の属性等や事前の情報収集により、本人が抱える支援ニーズがある程度把握されており、各分野の支援機関がアプローチすることが適当な場合
- これまでに各分野の支援機関で支援対象となっていたことがあるなど、本人との信頼関係の構築に向けて、各分野の支援機関がアプローチする方が適当な場合



● 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯

○ 支援が届いていない者・世帯

● 相談支援・アウトリーチに取り組む各分野の相談支援機関の支援員等

○ 居場所や交流拠点の地域住民や地域づくり事業のコーディネーター

「アウトリーチ」の概念を広げてみる

「アウトリーチ」というと、『ひきこもりの方などの自宅に訪問して相談支援を行うこと』だけと思っ
ていませんか？

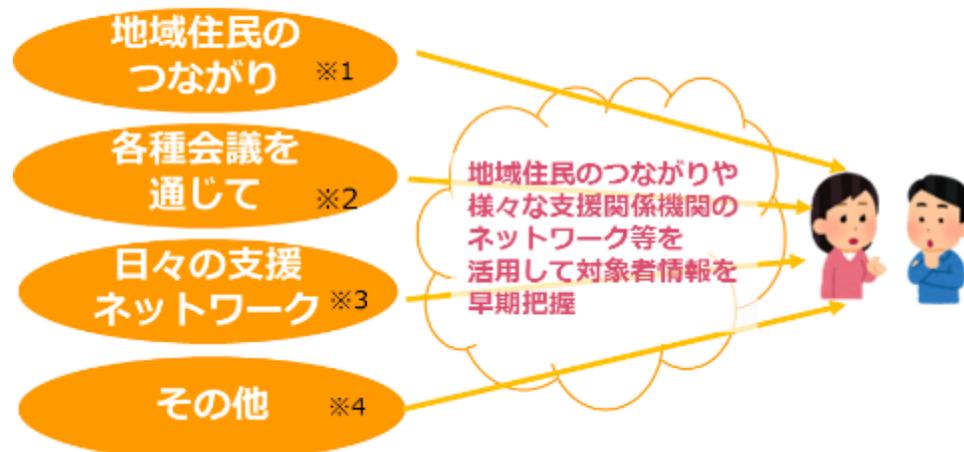


潜在的な相談者（SOSと言いつらい人、自分
自身で抱えている課題に気づいていない人、相談
を忌避している人など）を、**発見し、つなが
るための機会全般**として捉えてみる

- どのような入口が考えられるか把握する
（住民と接する場、住民の情報が集まっている場）
- 多様に存在する入口において、どのように発
見し、どう相談支援機関につなげられるか検
討する。

（入口において様子が気づくための取組、困っていそ
うな情報がつながるための工夫など）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に
つながる**入口は多様**に存在



（例）

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供、
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第2号)

参加支援事業の目的

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・
マッチング

- ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・
フォローアップ

- ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

多様な「参加支援」のあり方を考える

「参加支援事業」として、対象者や支援内容を先に考えていませんか？



参加支援のねらいは、「本人・世帯が、**他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点**をどのように確保するか」にある。

支援対象者も様々、活用が考えられる社会資源も様々であることから、本人中心にして、柔軟な対応ができる取組形態を考える

■ 参加支援の取組の方法や、検討の始め方も様々

- ・ 個々の対象者像をイメージしながら考える
- ・ 地域の社会資源、地域活動などから考える

■ 取組内容も複数あってもよい

参加支援の取組方法のタイプの例

- ① **個別支援型**：課題を抱える当事者の事例にあわせて、その課題を解決しうる地域資源につないだり作ったりする
- ② **場づくり型**：誰でも気軽に来られる居場所やコミュニティなどの「場」を用意して、その中で様々なイベント等を通じて当事者の役割づくり等を支援する
- ③ **地域支援型**：地域住民等が、当事者の課題解決のためのプロジェクトやコミュニティを企画・運営する（自治体や参加支援事業者は、プロジェクト等の運営に伴走）

(出所)

令和3年度社会福祉推進事業
重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業

『重層的支援体制整備事業「参加支援」推進のための手引き』

株式会社 Ridilover



<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/sankashientebiki.pdf>

(参考)

参加支援の実施に際し、社会福祉施設や福祉サービス事業所を活用する場合の取扱い

これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
 - ・ 本来事業の指定基準等に違反しないか
 - ・ 施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか



参加支援に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、参加支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
 - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
 - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
 - ・ 本来事業の**空き定員等を活用**して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
 - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合には財産処分手続が必要

(参考) 地域の社会資源を活用した参加支援の取組例

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かさないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用する機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

(参考)

既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用した参加支援の取組例

支援例① 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例② 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

- ・周りに相談できる知人等がおらず子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

支援例③ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

地域づくりに向けた取組① – 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 –

基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図っていく必要がある。
 - 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
- （※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。

支援の展開

□ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。
- ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長をもちつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。

□ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

基本的な考え方

【コーディネーターに求められる役割】

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった**興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備**が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る
 - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支えていく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
 - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

基本的な考え方

- 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォーム**の形成を意識。
- 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。
- こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

プラットフォームに求められる役割

□ フィールドワークによる地域の人と資源の確認

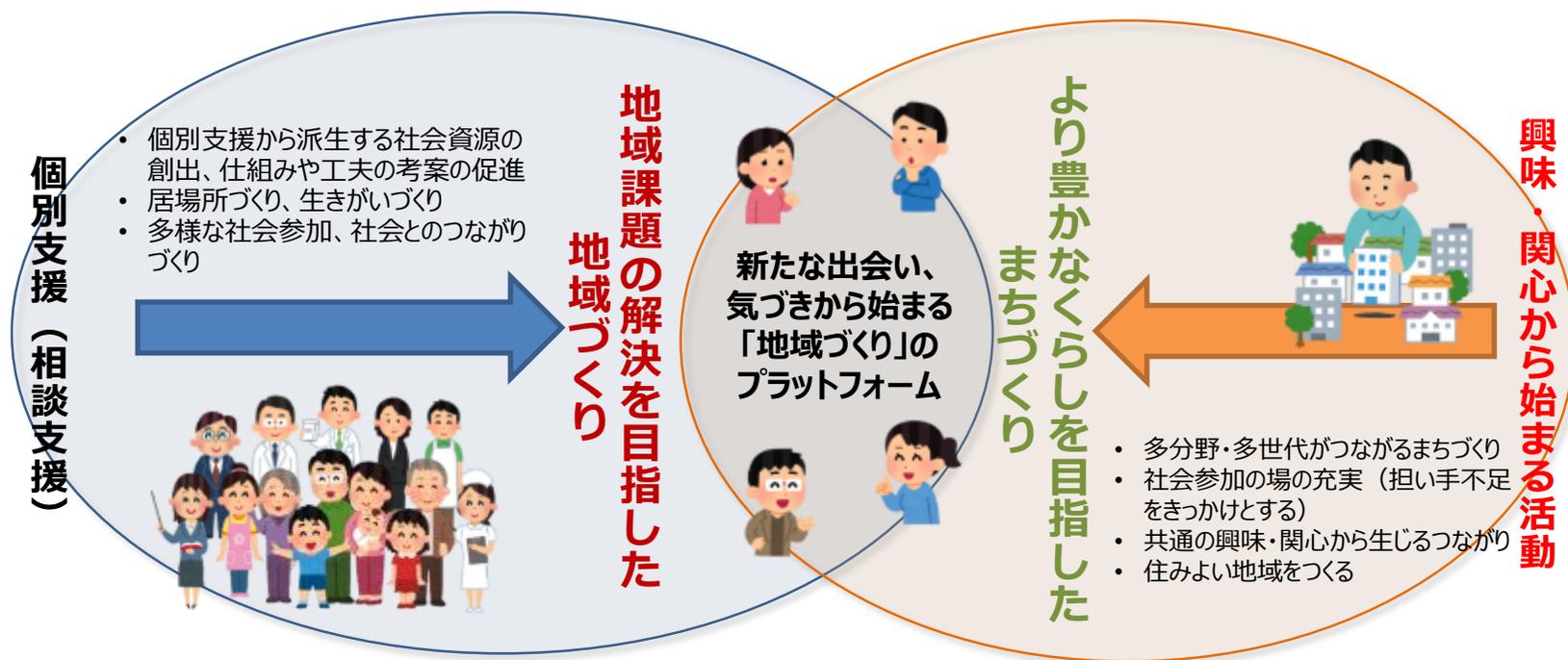
- 地域づくりは、**地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠**
- 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。
- **既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有**し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。
 - ※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要

□ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

- **地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。**
- 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。

プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



住民主体とはなにか考える

地域住民を福祉サービス等の事業の担い手として期待した依頼をしていませんか？



「地域づくり」は、住民一人一人が、“安心して暮らすことができる社会”、“役割と生きがいを感じられる社会”を目指すもの

地域住民の「やりたい」という思いによりそい、その思いが実現できるように幅広く支援することを考える。

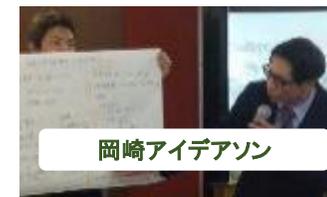
- ・いまある仕組み、既に活動されている人を見つける。つなげる。
- ・「楽しい」と思える仕掛け、呼び掛けを考える。
- ・みんなで考える場を設ける、待つ

【地域の中で様々な活動が生まれるための環境整備】

- ・「自分たちのまちを、自分たちでたのしく」をコンセプトに、地域課題をみんなでアイデアを出し合い解決する場（「出会う場」、「考える場」、「魅せる場」）を設ける（三股町）
- ・支援関係機関や団体・企業が集い、関係を深める場を設定。すでに実施していることを知ったり、新たな取組の提案など、多様な主体が連携して取組の企画が始まる場となる。（芦屋市）
- ・民間と学生がアイデアだしをする「岡崎アイデアソン」のほか、様々な主体を掛け合わせるにより農福連携の取組、高校生まちづくりプロジェクト、終活プロジェクト等を企画（岡崎市）



民間&学生のアイデア出し



3

- 包括的な支援体制の整備に向けて
- 重層的支援体制整備事業をどのように活用するか
- **支援会議、重層的支援会議の実施**
- 交付金の算定、財政支援について

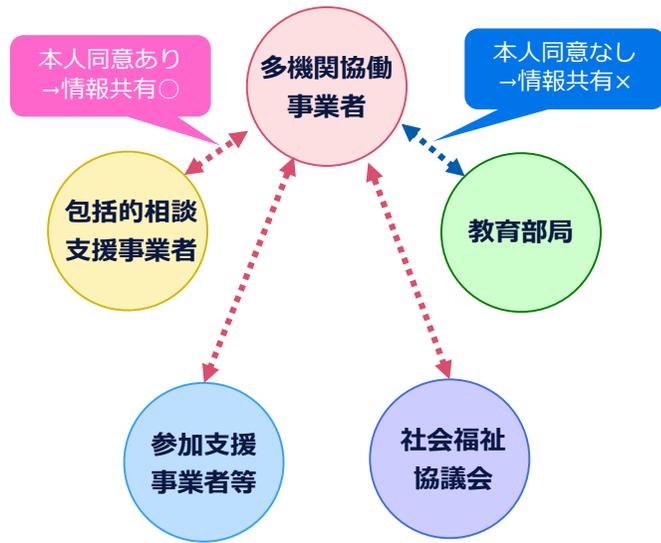
支援会議（法106条の6）の設置の背景

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけること**によって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例

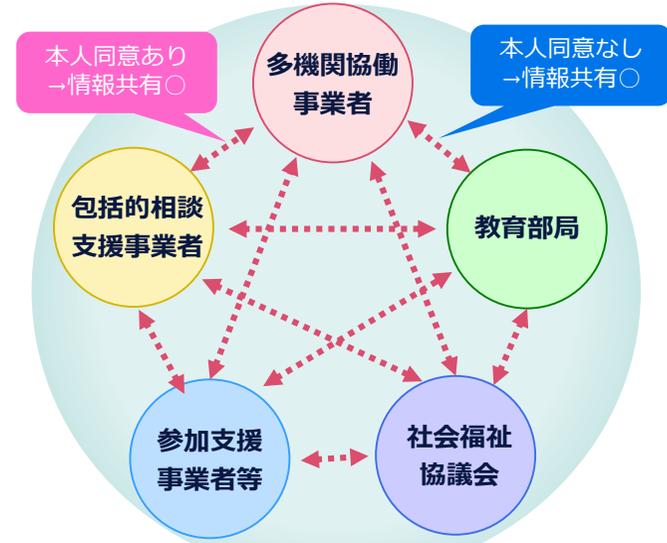


各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



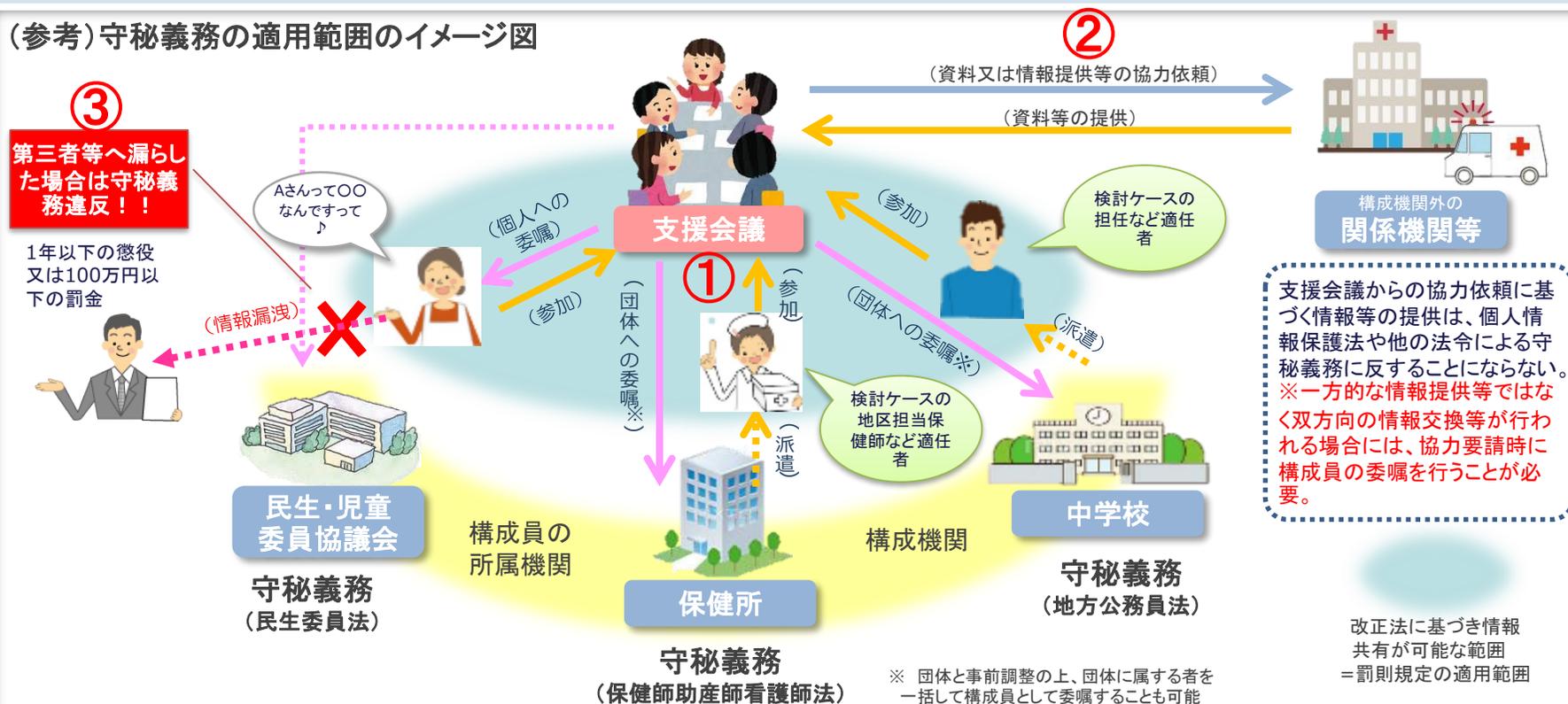
支援会議における守秘義務

支援会議（法106条の6）における守秘義務の適用範囲

- ① 支援会議においては、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える住民に関する人の情報共有が可能**となる。
- ② 複雑化・複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能**になる。
- ③ 支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要**。

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



支援会議（法106条の6）の実施について

支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
 - 気になる事例の情報提供・情報共有
 - 見守りと支援方針の理解
 - 緊急性がある事案への対応 等

支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
 - 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
 - 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
 - その他の支援関係機関の相談支援員
 - サービス提供事業者
 - 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
 - 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

支援会議の有効活用について

- ・複雑化・複合化した課題を有する者には、本人に問題意識がない場合や、過去の経験等から支援を拒否しているなど、支援に関する同意が得られない場合も少なくない。
- ・支援会議を設置する意義や期待される効果、支援会議（構成員）の役割を意識しつつ、自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人への支援を行うために、有効活用していただきたい。

■ 支援会議の意義・期待される効果

- ・支援につながっていない潜在的な相談者の早期発見
- ・各支援関係機関の情報の共有化
- ・各支援関係機関の対応方針や役割分担について共通の理解
- ・複数の支援関係機関が関わることのできる体制づくり
- ・支援を受ける者にとって適切なタイミングでの支援
- ・各支援関係機関が分担しあうことにより、各機関の負担感の分かち合い

■ 支援会議の活用等

□ 会議開催の工夫

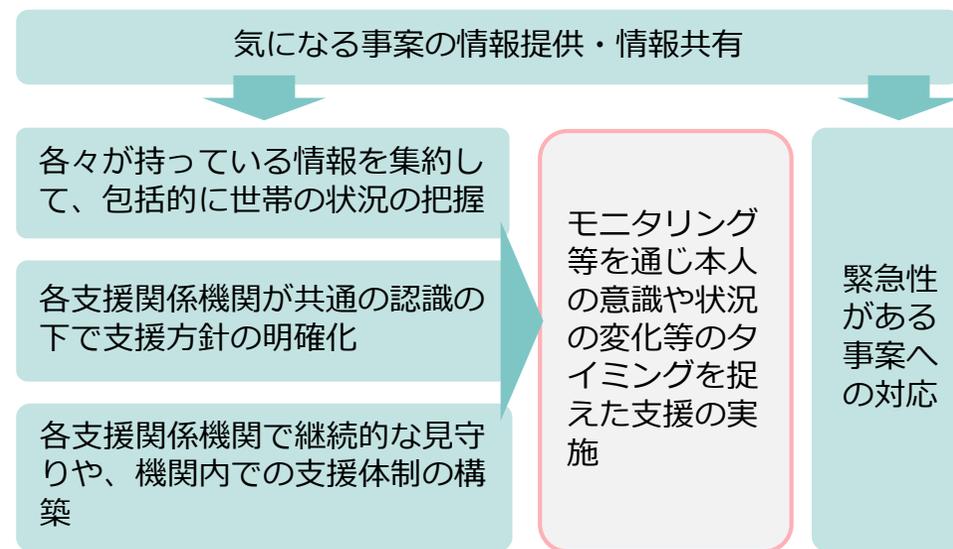
- ・案件や開催時期によって支援会議の構成員を変えることも可能
- ・重層的支援会議、要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議、生活困窮者に関する支援会議等の既存の会議体と時間を切り分ける等した上で、組み合わせた実施

□ 関係機関等からの情報提供（協力依頼）

- ・関係機関から、個人情報保護法に反せず情報提供が受けられるよう、法令（※）に基づく情報提供の依頼

※ 社会福祉法第106条の6第3項

■ 支援会議（構成員）の役割



> 共有した情報をもとにアウトリーチを行うことも有効な支援手段の一つ

※ 情報共有に同意を得ていないことには十分に留意しつつ、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法について、慎重な検討が必要

重層的支援会議について

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

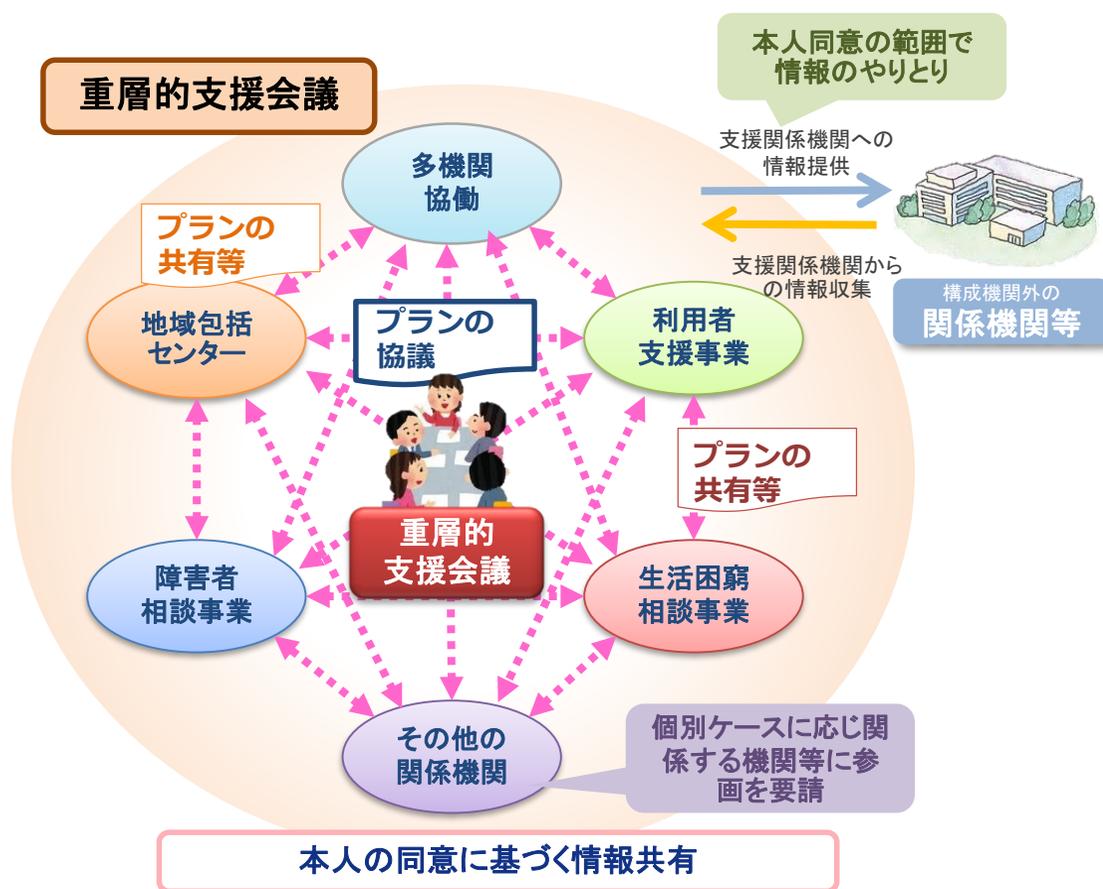
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



【個人情報の取扱】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

重層的支援会議の開催方法等

重層的支援会議の開催方法

- 重層的支援会議は、**多機関協働事業者が主催**する。
(多機関協働事業を民間団体に委託している場合、市町村は支援関係機関の招集等を円滑に行うために必要な協力を行う。)
- 重層的支援会議は、**会議の役割、検討件数や事例の内容に応じて、定期開催、随時開催、それらを併用した開催**が考えられる。
- 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など**既存の会議体と組み合わせるなど、効果的・効率的に実施**する。

重層的支援会議の参加者

- 多機関協働事業者
- 市町村職員
- 包括的相談支援事業者
- アウトリーチ等継続支援事業事業者
- 参加支援事業者
- その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関
(生活保護の実施機関、就労等の支援機関、学校や教育委員会など)

※ 重層的支援会議への参加が本人にとって有益な場合には、本人の参加も考えられる。

会議開催のタイミング・内容

重層的支援会議は、以下のタイミングでは必ず開催する。
このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。

□ プラン策定時

- アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容
- 各支援関係機関の役割分担
- モニタリングの時期の検討 等

□ 再プラン策定時

- 本人の状況変化の確認、評価
- 現プラン評価
- 再プランの内容の確認

□ 支援終結の判断時

- 本人の目標達成状況の確認、評価
- 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認

□ 支援中断の決定時

- 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における支援の中断

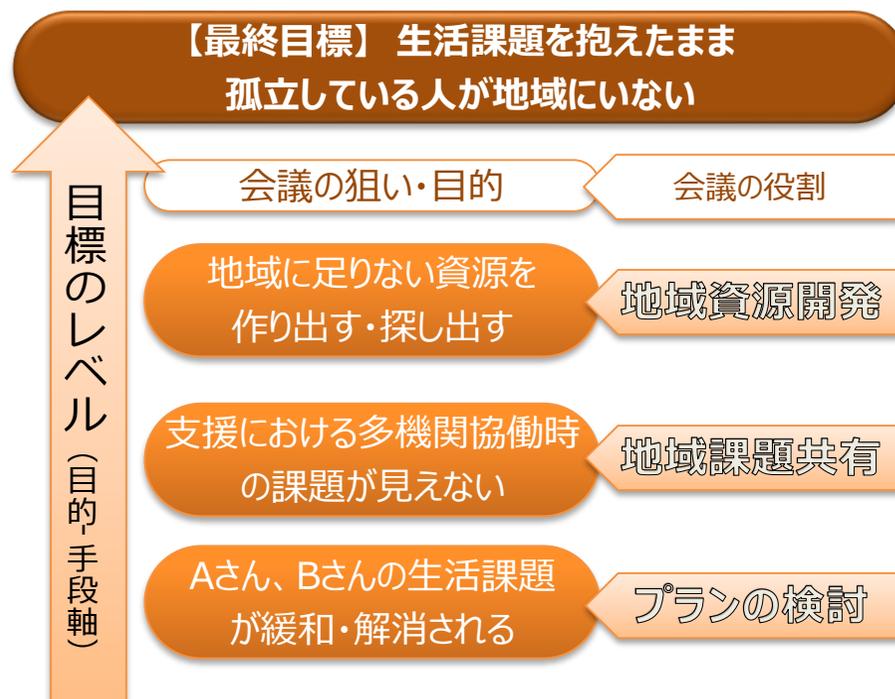
重層的支援会議は何のために行うのか ～会議のための会議にしないために

- 参加者がそれぞれイメージしている目的が異なると、毎回の議論は有意義だと感じていても、同じような議論が繰り返され、次のステージに進まない停滞感が広がることも少なくない。
- 「どのようにして地域の仕組みをアップグレードしていくのか」という目標の設定と、その過程をイメージすることが大切。

重層的支援会議は、どんな役割を持つのか？

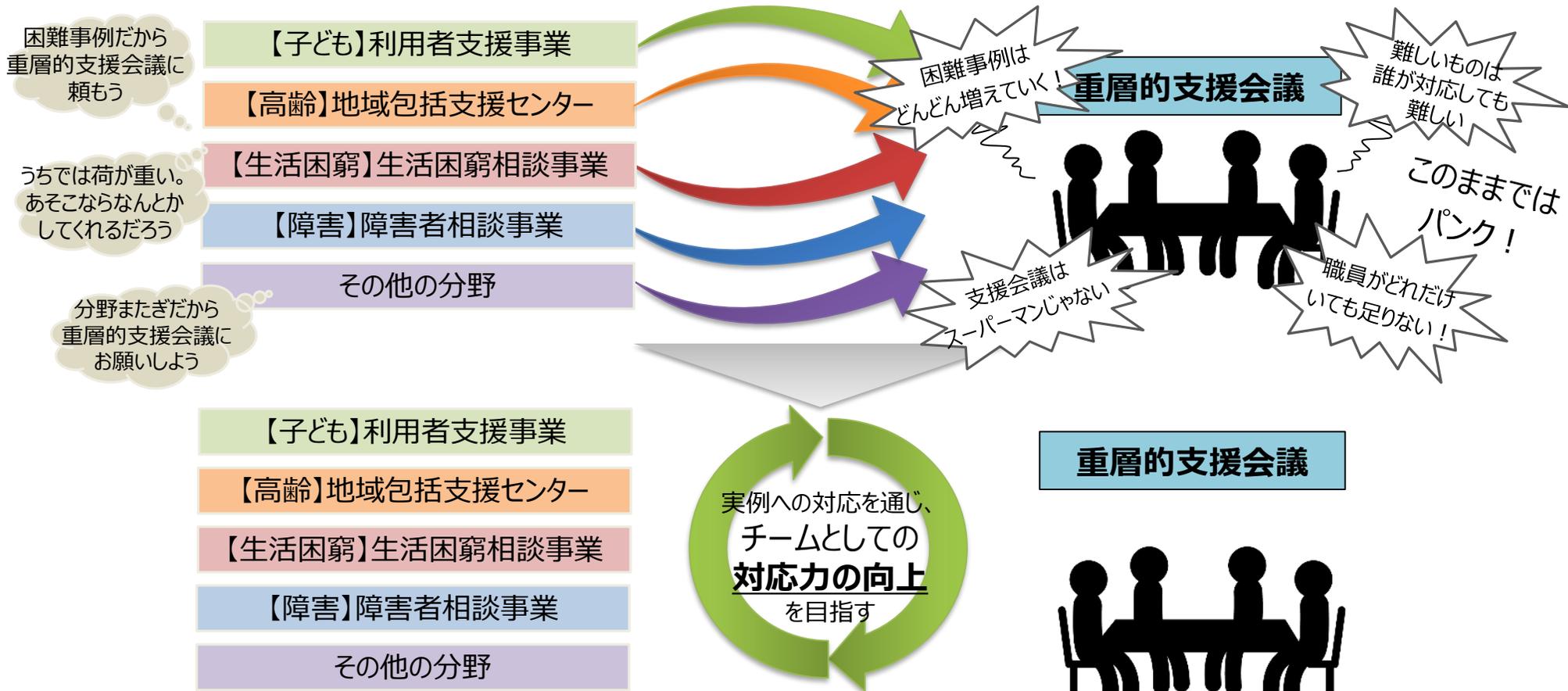


目的を明確にすれば、その時々で会議の役割が見える



重層的支援会議は、チームとしての対応力向上につながる場

- 各分野では効果的に対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込み、関係機関との協働で対応にあたるものの、**対応の主体は、あくまでも各分野の相談機関。**
- 支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの**機関に持ち帰り**、今後、同様のケースが生じたときの対応力の向上につながる事が重要。各相談機関の対応力の向上につれ、会議を開催する必要性は低下していく。



4

- 包括的な支援体制の整備に向けて
- 重層的支援体制整備事業をどのように活用するか
- 支援会議、重層的支援会議の実施
- **交付金の算定、財政支援について**

重層的支援体制整備事業交付金の概要

重層的支援体制整備事業交付金の創設

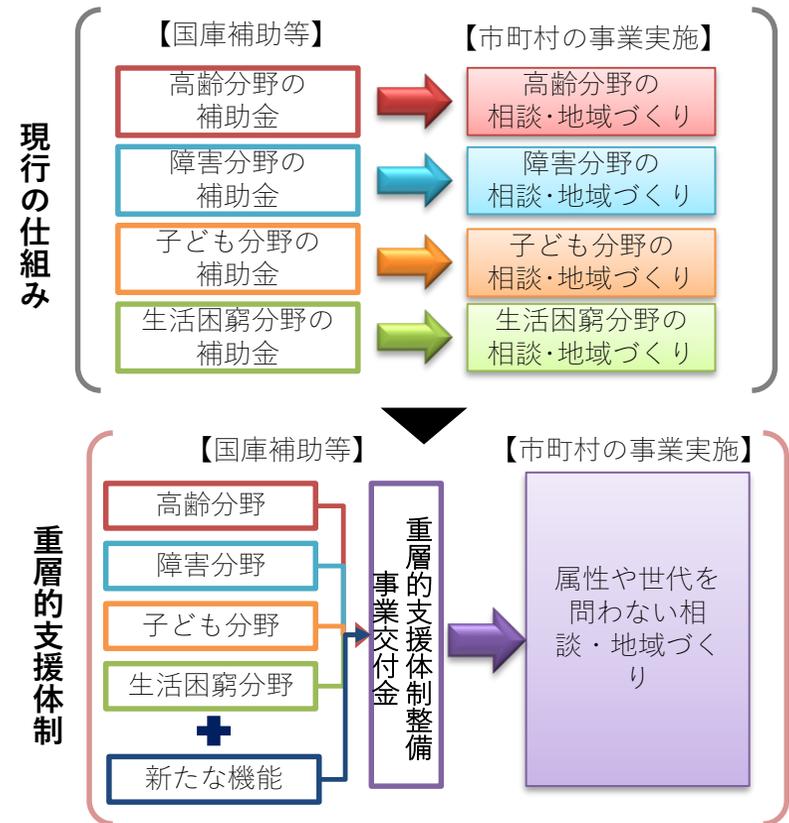
- これまで、属性を超えた相談窓口の設置等を行う際、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるように「重層的支援体制整備事業交付金」を創設する。

重層的支援体制整備事業交付金の算定

- ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金に
- ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能に係る一括して交付する。

※ 相談支援:【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業
 地域づくり:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】



※ 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。

国から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の8）

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ① 一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙
- ② 裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	国の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	地域づくりに向けた支援	20/100
	第2号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）の費用のうち、調整交付金相当分	地域づくりに向けた支援	平均 5/100
	第3号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	38.5/100
	第4号	【困窮】自立相談支援事業	相談支援	3/4
裁量的経費	第5号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	2/3以内 1/3以内
		【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域づくりに向けた支援	1/2以内
		新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		<令和4年度> 3/4 〔令和5年度から国1/2 都道府県1/4の予定〕

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

都道府県から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の9）

○重層的支援体制整備事業にかかる都道府県から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

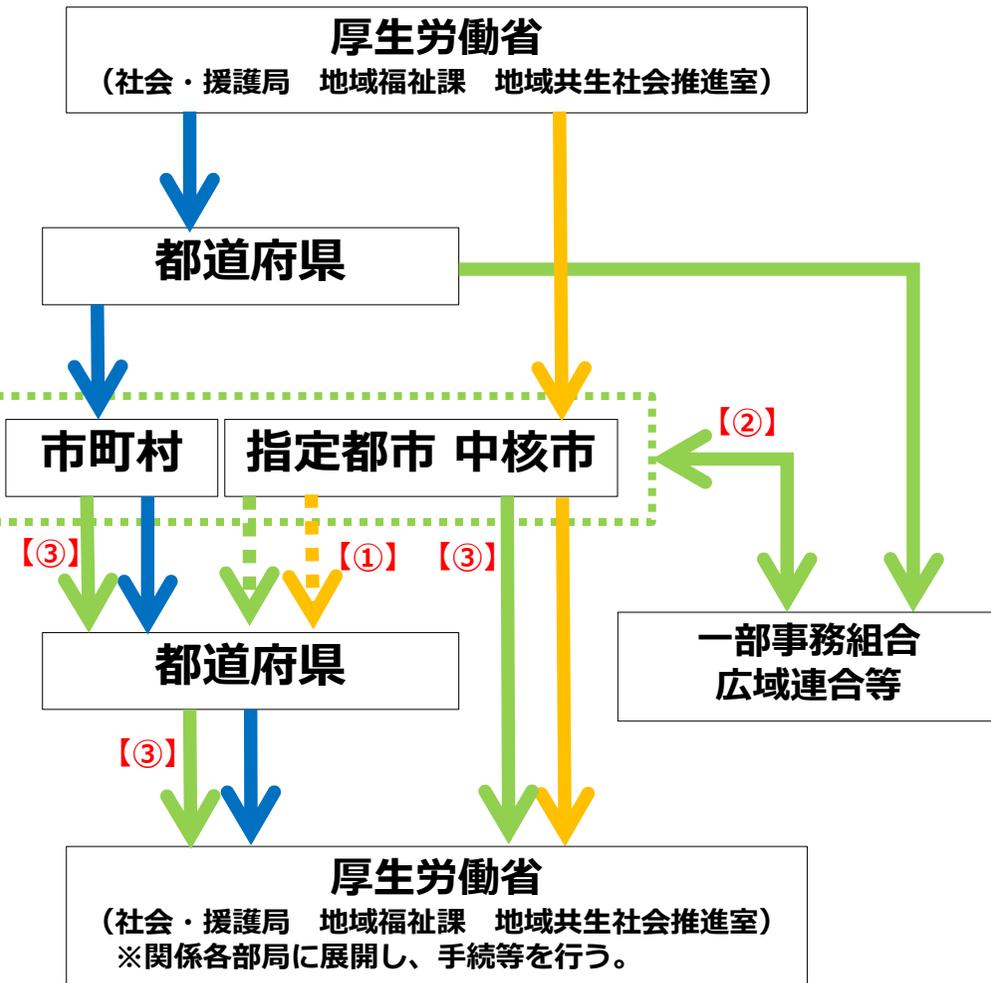
- ① 一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号及び第2号に列挙
- ② 裁量的経費となるものを第3号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	都道府県の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防支援活動事業）	地域づくりに向けた支援	12.5/100
	第2号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	19.25/100
裁量的経費	第3号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	25/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/6以内 1/3以内
		<p>新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供</p> <p>新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能</p> <p>新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</p>		<p><令和4年度> -</p> <p>〔令和5年度から国1/2 都道府県1/4の予定〕</p>

（注）多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

（注）困窮分野については
都道府県の法定負担なし

事前協議等の事務の流れ



- 【①】 指定都市・中核市は、併せて都道府県にもご報告をお願いします。
- 【②】 一部事務組合及び広域連合が実施主体となる事業がある場合には、自治体提出分とそれぞれ提出が必要となります。該当自治体におかれましては、十分連携した上でのご対応をお願いします。（次ページ及び事務連絡「3. 留意事項」③参照）
- 【③】 ②のとおり、自治体分と自治体以外の実施主体分、それぞれのご提出をお願いします。

事前協議事務について

- 都道府県担当者の皆様へ
管内自治体（指定都市及び中核市を除く）への展開及びとりまとめをお願いいたします。
また、管内で該当市町村がある場合には、当該市町村が構成市町村になっている一部事務組合・広域連合等への送付をお願いいたします。併せて、庁内各分野（下表参照）の関係部署へ適宜展開をお願いいたします。
- 指定都市・中核市担当者の皆様へ
庁内各分野（下表参照）の関係部署へ適宜展開をお願いいたします。
また、一部事務組合・広域連合等の構成市町村の場合には、当該一部事務組合・広域連合等と調整の上、自治体分と一部事務組合・広域連合等分の提出をお願いいたします。
- 市町村（指定都市・中核市除く）担当者の皆様へ
庁内各分野（下表参照）の関係部署へ適宜展開をお願いいたします。
また、一部事務組合・広域連合等の構成市町村の場合には、当該一部事務組合・広域連合等と調整の上、自治体分と一部事務組合・広域連合等分の都道府県への提出をお願いいたします。

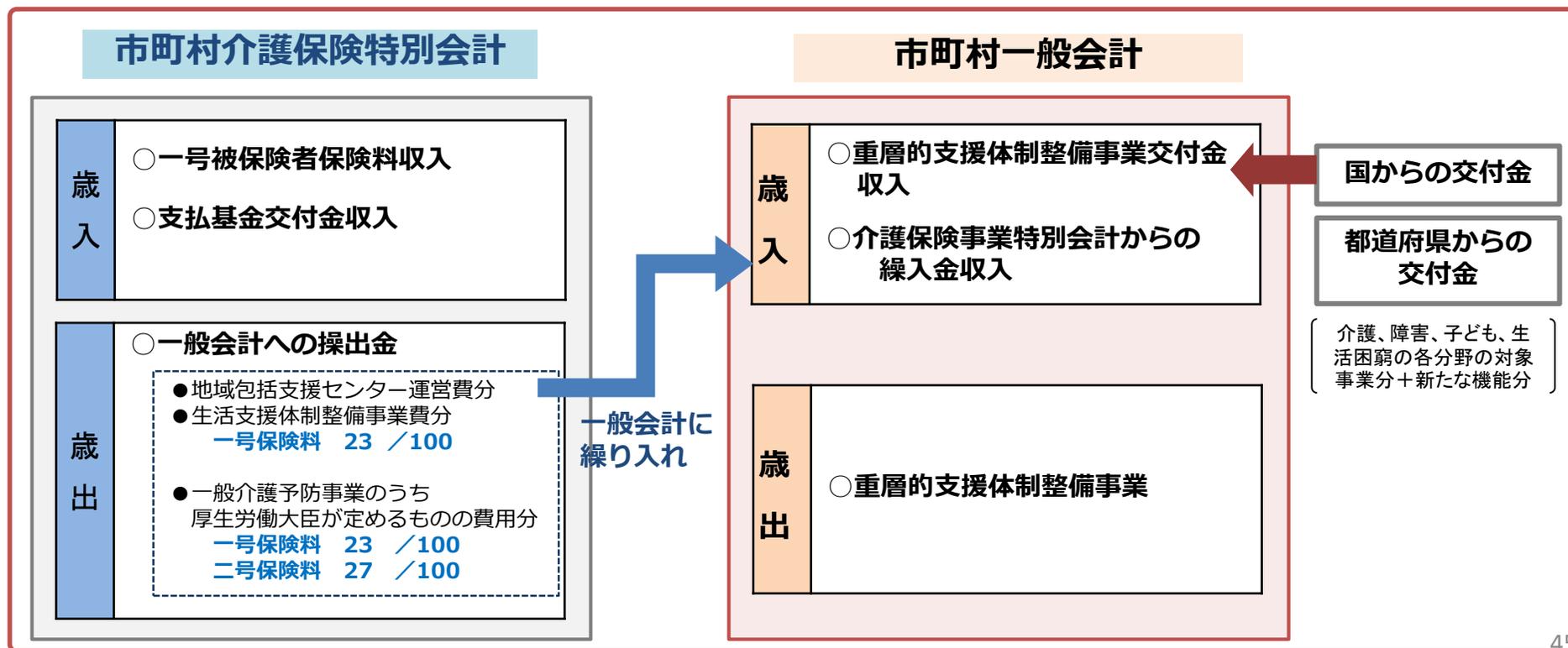
質疑応答集PDF（Q&A）もご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000884464.pdf>

掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html

- 重層的支援体制整備事業交付金については、従来、各分野の事業毎に交付されていた補助金等を一括して交付し、一体的な事業として執行するもの。
- 市町村予算における歳入・歳出科目の区分については、それぞれ市町村の判断によるものであるが、交付金として一括化した趣旨から、一般会計の歳入予算において「重層的支援体制整備事業交付金」として一括して受け入れていただいた上で、一般会計歳出予算に「重層的支援体制整備事業」として一括して計上いただくことを想定している。
 ※ 介護分野にかかる国庫補助金についても、これまでは介護保険事業特別会計にて受け入れていたところ、交付金の対象事業費部分については、新たな交付金として一般会計にて受け入れていただくこととなる。
- また、重層的支援体制整備事業として実施することとなる地域包括支援センター運営事業、一般介護予防事業の一部、生活支援体制整備事業に係る事業費のうち、保険料負担相当分については、介護保険事業特別会計から、市町村の一般会計に繰入れた上で執行することとなる。（社会福祉法第百六条の十）

新たな事業の実施市町村における会計処理（イメージ）



各市町村における包括的な支援体制の整備のために、重層的支援体制整備事業を柔軟に活用ください。